

J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （排出削減プロジェクト用）

プロジェクトの名称：

A 重油ボイラから木質バイオマスボイラへの更新プロジェクト

プロジェクト 実施者名	加美町
----------------	-----

妥当性確認申請日 2018年10月12日

プロジェクト登録申請日 2019年1月8日

1 プロジェクト実施者の情報

1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) カミマチ
	加美町
住所	〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ)
住所	

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること。

1.3 J-クレジット保有者 ※1

保有者名	(フリガナ) カブシキガイシャ エフティカーボン
	株式会社F Tカーボン
住所	〒105-6031 東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー31階

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2~4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

2 プロジェクト概要

2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	A 重油ボイラから木質バイオマスボイラへの更新プロジェクト	
目的	やくらい交流施設（やくらい薬師の湯（日帰り温泉）、やくらいウォーターパーク（温水プールと温泉）、やくらい林泉館（温泉宿）、やくらい都邑館（温泉宿））における A 重油ボイラ 5 基を木質バイオマスボイラ 4 基へ更新する。木質バイオマスを使用することによって、CO2 排出量を削減する。	
概要（削減方法）	<p>（旧国内クレジット制度の排出削減事業計画における削減方法）</p> <p>木質バイオマスはカーボンニュートラルが適用され、CO2 を実質的に排出しないものとみなされるため、現在使用している A 重油ボイラを木質バイオマスボイラに更新することで、CO2 排出量を大幅に削減する。なお、A 重油ボイラは、引き続きバイオマスボイラのバックアップ用ボイラとして稼働させる。</p> <p>（J-クレジット制度のプロジェクト計画書における削減方法）</p> <p>木質バイオマスはカーボンニュートラルが適用され、CO2 を実質的に排出しないものとみなされるため、施設のボイラの標準的設備の燃料として LPG を利用した場合に比べて、CO2 排出量を大幅に削減する。</p>	
プロジェクト実施場所	実施事業所名	やくらい交流施設
	住所	〒981-4375 宮城県加美郡加美町字味ヶ袋薬菜原 1 番 76

2.2 プロジェクト実施前後の状況

（プロジェクト実施前の概要図※1）：

本プロジェクトは、旧国内クレジット制度からの更新計画のため、方法論 EN-S-001 の適用条件 1 に従って、ボイラを新設するプロジェクトとする。

標準的な設備の考え方は以下のとおり。

排出削減事業場所には、都市ガスのパイプラインが敷設されていないため、標準的なボイラの燃料を「LPG」とする。

エネルギー消費効率は、主要ボイラ会社 3 社のボイラのボイラ効率のカタログ値の平均値とし、対象とする出力は、更新後バイオマスボイラと同等の 40 万 kcal/h×4 台とする。

㈱ヒラカワ製 LPG ボイラ VEC-40HE ボイラ効率 93.98%

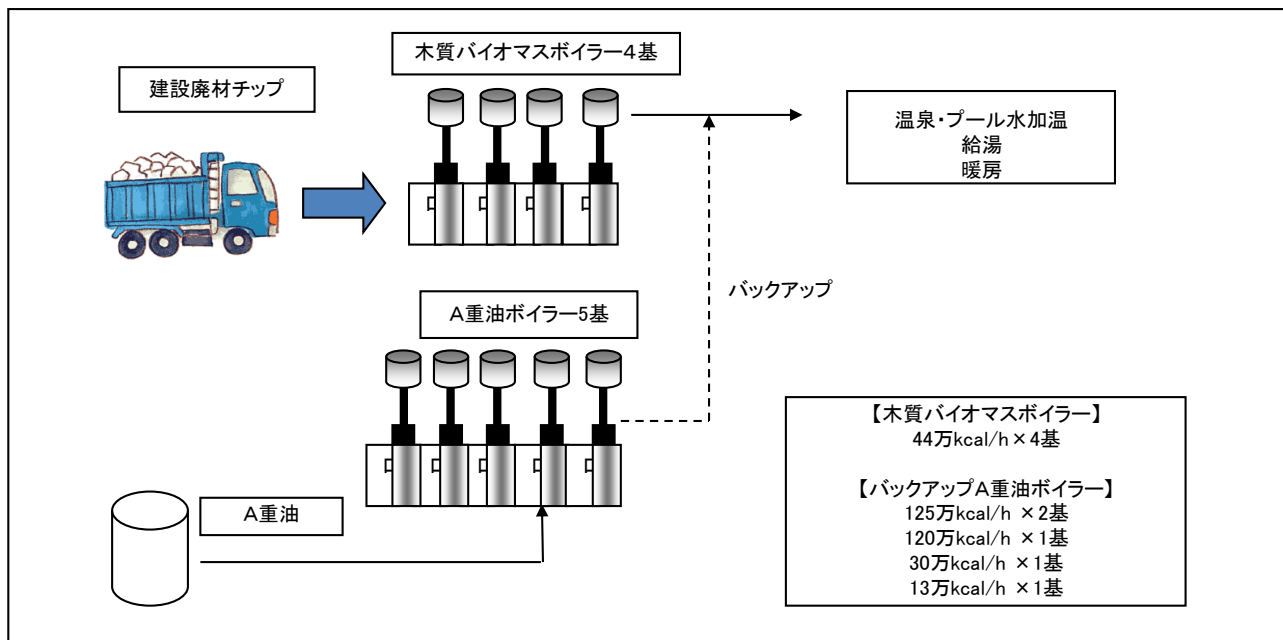
㈱日本サーモエナー製 LPG ボイラ GTL-400B ボイラ効率 94.79%

㈱巴商会製 LPG ボイラ BH-840BG ボイラ効率 91.92%

※1 詳細な設備情報は別紙（A.1）に記載すること。ただし、設備の種別、台数、燃料、出力等の情報は図中に記載すること（具体的な記載範囲は記載例参照）。また、新設プロジェクト又は国内クレ

ジット制度若しくはオフセット・クレジット（J-VER）制度から移行したプロジェクトの場合にはベースラインとして設定した標準的な設備の情報を記載すること。

（プロジェクト実施後の概要図 ※2）：



※2 詳細な設備情報は別紙（A.1）に記載すること。ただし、設備の種別、台数、燃料、出力等の情報は図中に記載すること（具体的な記載範囲は記載例参照）。

2.3 プロジェクト要件への適合

プロジェクトの実施日 ※1	<input type="checkbox"/> プロジェクト登録申請日の2年前の日以降に実施されたプロジェクトである <input checked="" type="checkbox"/> 2008年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認又はオフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録を受けている ※2
追加性	<input type="checkbox"/> 追加性を有している ※3

※1 「プロジェクトの実施日」とは、温室効果ガス排出量の削減をもたらす活動が実質的に開始された日を意味する（例えば、設備の導入を伴うプロジェクトの場合、設備が最初に稼働した日とする）。

※2 国内クレジット制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度から移行したプロジェクトについては、「プロジェクト登録申請日の2年前の日以降に実施されたプロジェクト」という要件を満たしている必要はない。ただし、標準的な設備をベースラインとして設定する必要がある。

※3 追加性評価に関する詳細情報は別紙（A.2）に示すこと。方法論の7. 付記において、追加性の評価が不要とされているもの（ポジティブリスト）については、別紙（A.2）の記入は不要。

3 方法論

3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	EN-R-001 ver. 1.5
	方法論名称	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
更新/新設 ※1	<input type="checkbox"/> 更新プロジェクト <input checked="" type="checkbox"/> 新設プロジェクト	

※1 ベースラインとして標準的な設備を設定する場合、「新設プロジェクト」となる。

3.2 方法論の適用条件への適合 ※1

条件 1	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	バイオマス固形燃料が対象設備で使用される化石燃料を代替する。
条件 2	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	バイオマス固形燃料を利用する対象設備で生産した熱の全部を自家消費する。
条件 3	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	バイオマス固形燃料の原料は、建設廃材を使用しており、本プロジェクトの木質バイオマスボイラを導入しなかった場合に、マテリアル利用又はエネルギー利用されると想定されない、未利用の木質バイオマスである。本条件を満たすことを示す資料として、検証時に、木質バイオマス燃料供給会社発行の「木質バイオマスの未利用証明書」を提出する。
条件 4	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	本プロジェクトは、家庭用暖房用のプロジェクトではない。
条件 5	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	<p>本プロジェクトは、方法論EN-S-001の適用条件1に従って、ボイラを新設するプロジェクトとする。</p> <p>標準的な設備の考え方は以下のとおり。</p> <p>排出削減事業場所には、都市ガスのパイプラインが敷設されていないため、標準的なボイラの燃料を「LPG」とする。</p> <p>エネルギー消費効率は、主要ボイラ会社3社のボイラのボイラ効率のカタログ値の平均値とし、対象とする蒸発量は、更新後バイオマスボイラと同等の40万kcal/h×4台とする。</p> <p>(株)ヒラカワ製 LPG ボイラ VEC-40HE ボイラ効率 93.98%</p> <p>(株)日本サーモエナー製 LPG ボイラ GTL-400B ボイラ効率 94.79%</p> <p>(株)巴商会製 LPG ボイラ BH-840BG ボイラ効率 91.92%</p> <p>方法論 EN-S-001 の適用条件 2 は、本プロジェクトの方法論の条件 2 と同様のため省略。</p>

※1 記載内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供を行うこと。

3.3 モニタリング・算定方法

ベースライン排出量 ※1				
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	対象設備の使用	CO2	—	■排出量の算定を行う
主要			—	□排出量の算定を行う
付随的				□排出量の算定を行う □排出量の算定を省略する
付随的				□排出量の算定を行う □排出量の算定を省略する

プロジェクト実施後排出量 ※1				
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	対象設備の使用	—	—	—
付随的	バイオマス原料の運搬	CO2	0%	□排出量の算定を行う □影響度により排出量を評価する ■排出量の算定を省略する
付随的	バイオマス固形燃料 化処理設備の使用	CO2	9.9%	■排出量の算定を行う □影響度により排出量を評価する □排出量の算定を省略する
付随的	バイオマス固形燃料 の運搬	CO2	1.2%	□排出量の算定を行う ■影響度により排出量を評価する □排出量の算定を省略する
付随的	対象設備に付帯する 追加設備の使用	CO2	6.4%	■排出量の算定を行う □影響度により排出量を評価する □排出量の算定を省略する

※1 各排出活動の排出量算定方法及び影響度の算定方法については別紙（A.3）に記載すること。

※2 モニタリング方法については別紙（A.4）に記載すること。

4 排出削減計画

認証対象期間 ※1	2018年4月9日 ～ 2021年3月31日 (2年11ヶ月)			
排出削減計画 ※2	年度	ベースライン排出量	プロジェクト実施後 排出量	排出削減量
	2013年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2014年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2015年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2016年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2017年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2018年度	1,750.3 t-CO2	261.0 t-CO2	1,489 t-CO2
	2019年度	1,789.5 t-CO2	266.8 t-CO2	1,522 t-CO2
	2020年度	1,789.5 t-CO2	266.8 t-CO2	1,522 t-CO2
	2021年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2022年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2023年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2024年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2025年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2026年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2027年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2028年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2029年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	2030年度	t-CO2	t-CO2	t-CO2
合計	5,329.3 t-CO2	794.6 t-CO2	4,533 t-CO2	
年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由	<input type="checkbox"/> 電力のCO2排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由 (以下に記載すること)			

※1 認証対象期間は、プロジェクト登録の申請予定日若しくはモニタリングが可能となる予定日のいずれか遅い日から、同日より8年を経過する日若しくは2031年3月31日のいずれか早い日までの間で設定すること。

※2 排出削減量の算定方法については、別紙A.3に記載すること。

5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	協働のまちづくり推進課 新エネルギー推進係長
モニタリング担当者 ※1	やくらい交流施設 施設担当者

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクト実施後のチップ請求書、チップ分析報告書をファイリングする。・薬師の湯とウォーターパーク（プール）は営業時間と営業日数、林泉館（宿泊施設）と都邑館（宿泊施設）は小浴場の入浴時間（深夜を除く）をモニタリングする・モニタリング報告書作成時に、最新のJ-クレジット制度モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）を確認する。
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後 2 年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。

※2 原則認証対象期間終了後2年間とする。

6 特記事項

6.1 排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクがあるか

有 無

※1 プロジェクト排出量が増加し、ベースライン排出量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	

6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。

登録している

(類似制度名： _____)

類似制度での認証予定期間： _____)

登録していない

6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

法令等の義務履行によるものではない。

法令等の義務履行によるものである。